

調べて納得!!

～条文を確認しながら理解する～

確定拠出年金講座

2020 年度版「確定拠出年金関連法令条文集」（きんざい）対応

この講座は、確定拠出年金制度の内容が法令等でどのように定められているのかを、条文を確認しながら説明する講座です。そのまま読み進めても理解しやすい構成になっていますが、「確定拠出年金関連法令条文集（以下「条文集」）」（きんざい）で対応箇所を確認しながら学習すると、より理解が深まります。今回のテーマは「事業主及び企業型年金加入者等の通知等」です。

第 46 講 「事業主及び企業型年金加入者等の通知等」

（確定拠出年金法第 16 条 2020 年度版条文集 P34 ほか）

個人型年金では加入者等が届出を行うのに対し、企業型年金では原則として事業主が加入者情報を記録関連運営管理機関に通知します。通知に関する規定としては確定拠出年金法第 16 条（通知等）があり、この他に具体的な通知内容に関する規定として、確定拠出年金法施行規則第 10 条（加入者情報の通知）、第 11 条（事業主が行う企業型記録関連運営管理機関への通知）、第 12 条（同時に 2 以上の企業型年金の企業型年金加入者となる資格を有する者の申出）、第 13 条（企業型年金加入者の申出）、第 14 条（企業型年金運用指図者の申出）などがあります。まず、確定拠出年金法第 16 条で通知の概要をみてみましょう。

第 1 項は、原則的な通知のルールに関する規定で、事業主に対して企業型年金加入者の氏名、住所その他の事項を記録関連運営管理機関に通知することが義務づけられています。これは、事業主は企業型年金の実施主体であり、企業型年金に関する加入者の情報を原則として把握していることによるものです。

もっとも、その内容によっては、企業型年金加入者からの申出がなければ事業主による把握が困難なものもあります。そこで、第 2 項では、加入者に対して、同時に 2 以上の企業型年金加入者となる資格を有する場合などには、所定の事項を事業主又は記録関連運営管理機関に申し出ることが義務づけられています。

次に具体的な届出事項についてみてみましょう。

事業主が記録関連運営管理機関に通知すべき主な事項としては、次の事項があります。なお、通知は、企業型年金規約の承認を受けたとき（制度導入時）は速やかに（確定拠出年金法施行規則第 10 条）、制度導入後に従業員が企業型年金加入者の資格を取得したときや、通知事項に変更があったときは原則として 5 日以内に行います（確定拠出年金法施行規則第 11 条）。

- （１）企業型年金加入者の氏名、性別、住所、生年月日、基礎年金番号、実施事業所に使用された年月日、加入者資格を取得した年月日
- （２）実施事業所で確定給付企業年金、厚生年金基金を実施しているときはその制度の内容等
- （３）企業型年金加入者が確定給付企業年金、厚生年金基金等の加入者である場合、中小企業退職金共済、特定退職金共済等の被共済者である場合、退職一時金制度が適用される者である場合にはその旨、及びその資格を取得した年月日
- （４）企業型年金加入者が資格を喪失した場合には、その者の氏名等、資格を喪失した年月日等
- （５）企業型年金加入者が資格喪失後に企業型年金運用指図者となった場合には、その者の氏名等、運用指図者の資格を取得した年月日、運用指図者となった事由
- （６）46 歳以上の企業型年金加入者に対して、（３）に掲げる制度の一時金（退職所得控除の対象となるもの）が支払われた場合には、退職手当等の種類、支払年月日、退職所得控除額、勤続期間。

なお、(6)は第45講でも述べたように、確定拠出年金では、老齢給付金を一時金で受け取る場合において、前年14年間に他の退職給付制度から一時金を受けているときは、退職所得控除額の計算に際して、加入者期間と重複する期間に対応する控除額を控除する必要があることによるものです。ただし、必ずしも事業主から通知する必要はなく、確定給付企業年金などの場合に、給付金の支払業務を行う金融機関などを通じて記録関連運営管理機関に通知することが認められています(確定拠出年金Q&A No.105)。また、移換待機者(企業型年金加入者資格を喪失した後、未だ資産の移換が行われていない者)に一時金が支払われた場合も、元の事業主が記録関連運営管理機関に通知する義務を負います(確定拠出年金Q&A No.106)。

企業型年金加入者の主な申出事項には、次の事項があります。

(1) 同時に2以上の企業型年金の加入者となる資格を有する場合に、氏名、住所等の事項(確定拠出年金法施行規則第12条)

申出は、加入する企業型年金の事業主に対して速やかに行います。なお、同時に2以上の企業型年金の加入者となる資格を有することとなった場合には、確定拠出年金法第13条により、10日以内に、その者がいずれかを選択しなければならないこととされています。

(2) 企業型年金加入者が加入者資格を取得したとき又は資格取得後に①～③に該当する場合に以下の事項(確定拠出年金法施行規則第13条)

①他の企業型年金または個人型年金の加入者等であったことがある場合には、当該企業型年金または個人型年金を実施する者の名称等、その資格の取得及び喪失年月日

②企業型年金加入者が小規模企業共済の共済契約者である場合には、その旨及び共済契約者となった年月日

③46歳以上の企業型年金加入者が、小規模企業共済の共済金等(退職所得控除の対象となるもの)の支払いを受けた場合にはその旨及び支払いを受けた年月日、退職所得控除額、勤続期間

これらの届出は、企業型年金加入者資格を取得した日または該当した日から14日以内に記録関連運営管理機関等に対して行います。

また、企業型年金運用指図者も、氏名、住所の変更があった場合には、速やかに変更後の内容を記録関連運営管理機関に通知する必要があります。46歳以上で小規模企業共済の共済金等の支払いを受けた場合も、企業型年金加入者と同様の通知が必要です(確定拠出年金法施行規則第14条)。

なお、記録関連運営管理機関に通知・申出された情報は、企業型年金加入者等原簿に記載・保存されることとなります(確定拠出年金法第18条)。将来の給付の支払いにも影響を及ぼす重要な記録であり、事業主、企業型年金加入者、企業型年金運用指図者それぞれが、法令に基づいて所定の項目を通知・申出をすることが求められます。

今回は、「指定運用方法が提示されている場合の運用指図の特例」です。

※記載内容は2021年4月1日現在の法令に基づくものです。